
蕨市電子入札共同システム導入計画書

平成17年 3月

蕨 市

目 次

1. はじめに（導入の趣旨）	1
2. 入札・契約業務における課題	1
(1) 公正性	
(2) 透明性・競争性	
(3) 利便性	
(4) インターネット環境整備状況に関する調査	
3. 電子入札共同システム導入の目的	3
(1) 公正な入札（談合の抑止力）	
(2) 透明性・競争性の促進（談合の抑止力）	
(3) 利便性の向上（移動コストなどの削減）	
(4) 業務の効率化・迅速化（行政サービスの向上）	
(5) 財政負担の軽減（コストの縮減）	
4. 共同システム内容（埼玉県資料抜粋）	3
4-1. 対象とする業務	4
(1) 入札業務	
(2) 業者登録・管理業務	
(3) 入札情報公開	
4-2. 共同システムの概要	6
(1) システム概要図	
(2) 既存システムとの連携のとり方	
(3) システムの業務要件	
(4) 業者登録共同化の方法	
5. 電子認証	10
6. 共同システムの費用負担	10
7. 使用するハードウェア及び基本ソフトウェア等	11
8. 電子入札の実施スケジュール	12

1. はじめに（導入の趣旨）

インターネットに代表される情報通信技術（IT）の進展は、社会・経済活動全般に亘って大きな変化をもたらすとともに、国民の豊かな生活を実現するための重要な基盤的役割を果たすものとなっております。

国や各自治体における公共事業や物品などの公共調達に際しても、効率的な事務を執行し、コスト縮減や品質向上及び透明性、客観性の確保を図るため、ITを活用したシステムづくりが進められております。特に、平成13年4月から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行されたことにより、契約の公正性を保つため、入札参加者の資格や入札の経緯、結果及び契約結果を公表するなど、透明性を一層向上させることが求められております。

このような状況にあるなかで、埼玉県が中心となり開発を行って来た電子入札共同システムが、機能向上のための再構築を経て平成17年度から稼動することになりました。蕨市においても、入札業務にITを導入するとともに入札制度の改革を進め、これまで以上に効率的で透明性、公平性を確保する事務事業を目指すことが必要であります。

2. 入札・契約業務における課題

（1）公正性

平成15年度から現場説明会を省略して、FAX使用による施工内容の質疑応答を行っておりますが、対面による指名通知書の交付や設計図書などの配布、応答書の閲覧が残っており、公正性を高めるためには、入札参加者が接触する機会を可能な限り排除することが必要であります。

（2）透明性・競争性

指名事業者による入札方式が中心となっているなかで、一般競争入札を拡大するための執行基準額の引下げを行い、また平成14年度からは、より多くの事業者が入札に参加できる公募型の参加意思確認型指名競争入札を導入するなど、競争性を確保しながら適正な価格による公共工事の発注に努めておりますが、これからも入札制度の実効性が得られる制度改革を進めることが求められます。

（3）利便性

指名通知書の交付及び設計図書などの配布、質問書に対する応答書の閲覧や入札と、入札参加者は市役所に足を運ばなければならない機会が多く、時間に拘束されるだけでなく、交通費や人件費の面において入札参加者の経済的負担が大きいといえます。また、入札参加資格審査の受付及びデータ入力事務など市にとっては事務的負担が大きく、申

請者にとっても簡素化が図れる手続きとすることが必要であります。

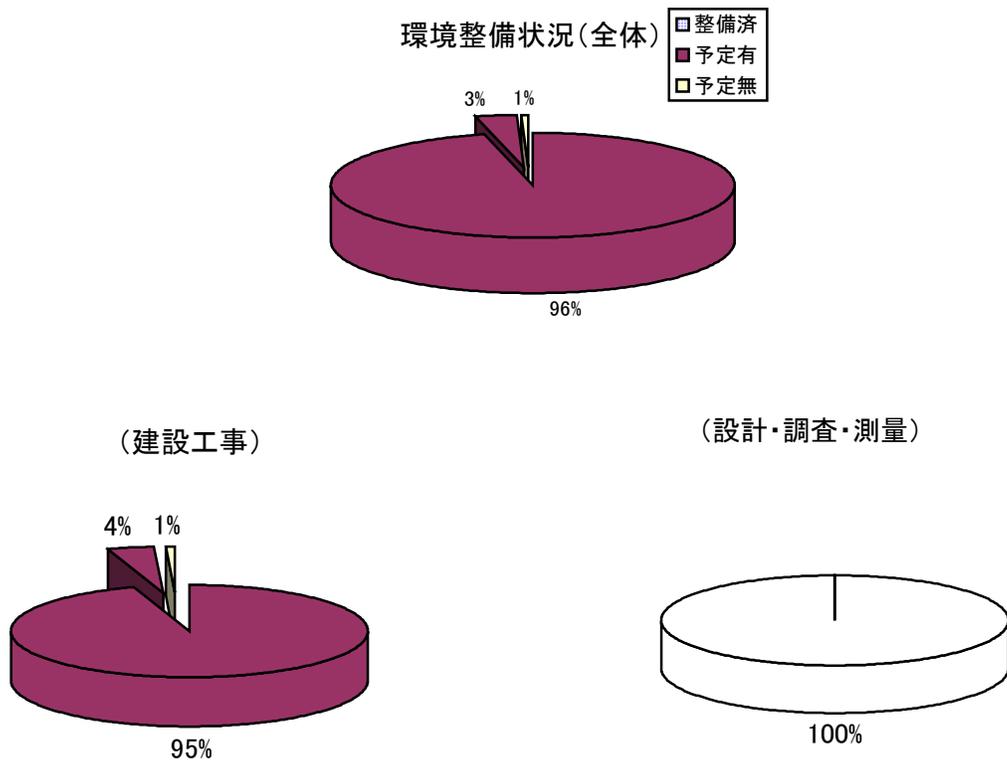
(4) インターネット環境整備状況に関する調査

蕨市の入札参加資格者登録名簿に登録されている事業者で、平成14年度以降の建設工事や建設関連の委託業務に関する入札に参加したことのある事業者のなかから、無作為で抽出した者を対象として実施したインターネット環境整備状況に関する調査の結果は以下のとおりです。

- ①. 実施時期 平成16年8月31日から平成16年9月15日
- ②. 実施方法 調査票を郵送し、FAXによる回答依頼
- ③. 対象者数 220社
- ④. 回答者数 175社 (79.5%)
建設工事 141社
設計・調査・測量 34社

⑤. 調査の結果

調査した全事業者の96%においては既にインターネット環境が整備されており、さらに接続環境でもADSLやCATV、光ファイバーによるものが建設工事は90%、設計・調査・測量では100%とブロードバンド化が進んでおり、電子入札を導入する環境が整備されたものとなっている。



3. 電子入札共同システム導入の目的

(1) 公正な入札（談合の抑止力）

設計図書などの配布や質問書及び応答書のやり取りを、各事業者が日常的に利用しているインターネットを介して簡便かつ適正に行うことにより、入札参加業者同士が顔を合わせる機会をなくすとともに、職員と業者の接触の機会もなくなるため、公正性を高めることができる。

(2) 透明性・競争性の促進（談合の抑止力）

電子入札システムの導入によって公募・指名から入札・開札に係る事務負担を軽減できるため、一般競争入札や公募型の入札での発注を増やすことが可能となる。

また、このシステムで幅広く工事等の入札情報を開示することにより、業者の入札参加の機会が拡大され、参加業者の増加や透明性の確保などにより競争性が促進される。

(3) 利便性の向上（移動コストなどの削減）

事業者においては、インターネットを利用した入札の手続き、応札となることから、直接市役所まで足を運ぶ必要がなく、時間的拘束から開放され、交通費や人件費などの経費節減が可能となり、利便性が著しく向上する。

また、県及び県内市町村が一つのシステムを共同で利用することによって、個別システムの乱立を防ぎ、事業者の利便性を得られる。

(4) 業務の効率化・迅速化（行政サービスの向上）

入札や入札結果・契約内容の公表に関する業務の効率化・迅速化が図られるばかりでなく、入札参加資格審査の受付・登録事務及び変更、更新などの登録業者に関する管理業務の効率化が期待できる。

(5) 財政負担の軽減（コストの縮減）

多くの自治体が共同でシステムを構築・運用することにより、システム開発・導入に係る費用や維持管理に要する費用の大幅な軽減が図られる。

4. 共同システム内容

電子入札システムの共同利用化を図るため、埼玉県及び県内市町村で組織する「埼玉県公共工事契約業務連絡協議会」のもとに、電子入札導入予定自治体で構成する「電

子入札分科会」を共同アウトソーシングの検討意思決定機関として設置し、「ワーキンググループ」や「サブワーキンググループ」において行われた仕様、運用ルール等の詳細な検討に基づきシステム開発が進められ、今年度一部の自治体において既に電子入札が実施された。

しかし、業界団体から機能向上に関する要望が提出され、この要望に答えるため、建設 CALS/EC のコアシステムを利用するシステム仕様に再構築することになり、今年度末まで機能向上のための開発が行われることとなった。そのため、仕様内容に変更が生じることも想定されるが、公表されている共同システムの仕様を県資料から抜粋し、記載するものとする。

4. 1 対象とする業務

入札業務に加え、業者登録・管理業務、入札情報公開業務についても電子化および共同利用化を行う。

共同利用の対象となる入札手続については、県及び各市町村の業務内容の類似性が高い「一般競争入札」「公募型指名競争入札」「意向反映型指名競争入札」「通常指名競争入札」「随意契約」について電子化及び共同化を行う対象とする。

- (1) 入札業務
- (2) 業者登録・管理業務
- (3) 情報公開業務

標準化方針

共同利用を行うに当たって、県及び各市町村の相違を勘案し、業務の標準化を行うこととなるが、現実的にはすべての個別要件を共同利用システムとして標準化することは困難である。また、それぞれ個別業務レベルまで標準化を行ったとしても、利用者（地方自治体）側にとっては業務フローをすべて変更しなくてはならないため、かえって共同利用を阻害することになりかねない。そこで、利用者ごとに個別に対応することで解決できる要件については、標準化を行わないものとし、以下の方針で共同利用に当たっての標準化を行う。

- 県及び市町村で共通した要件
すべて標準化機能として採用する。
- 県及び市町村で異なる要件
類型化、分析を行った上で、一つの手続きを標準化機能として採用する。類型化、分析の際には、それぞれの手続きに対し標準化範囲を決定する。この際、標準化できないものについては、拡張機能としてシステム化する等の対応を考える。

(1) 入札業務

電子的に入札（見積り合わせ）を行う業務

制 度	方 式
一般競争入札	W T O
	制限付方式
	ダイレクト入札
指名競争入札	通常
	公募型指名競争入札
	意向反映型指名競争入札
随意契約	見積り合わせ

電子的に管理を行う業務

制 度	方 式
一般競争入札	W T O
	その他すべての方式
	ダイレクト入札
指名競争入札	通常
	その他すべての方式
	公募型指名競争入札
	意向反映型指名競争入札
随意契約	すべての方式 (見積り合わせ) (一社随意契約)

(2) 業者登録・管理業務

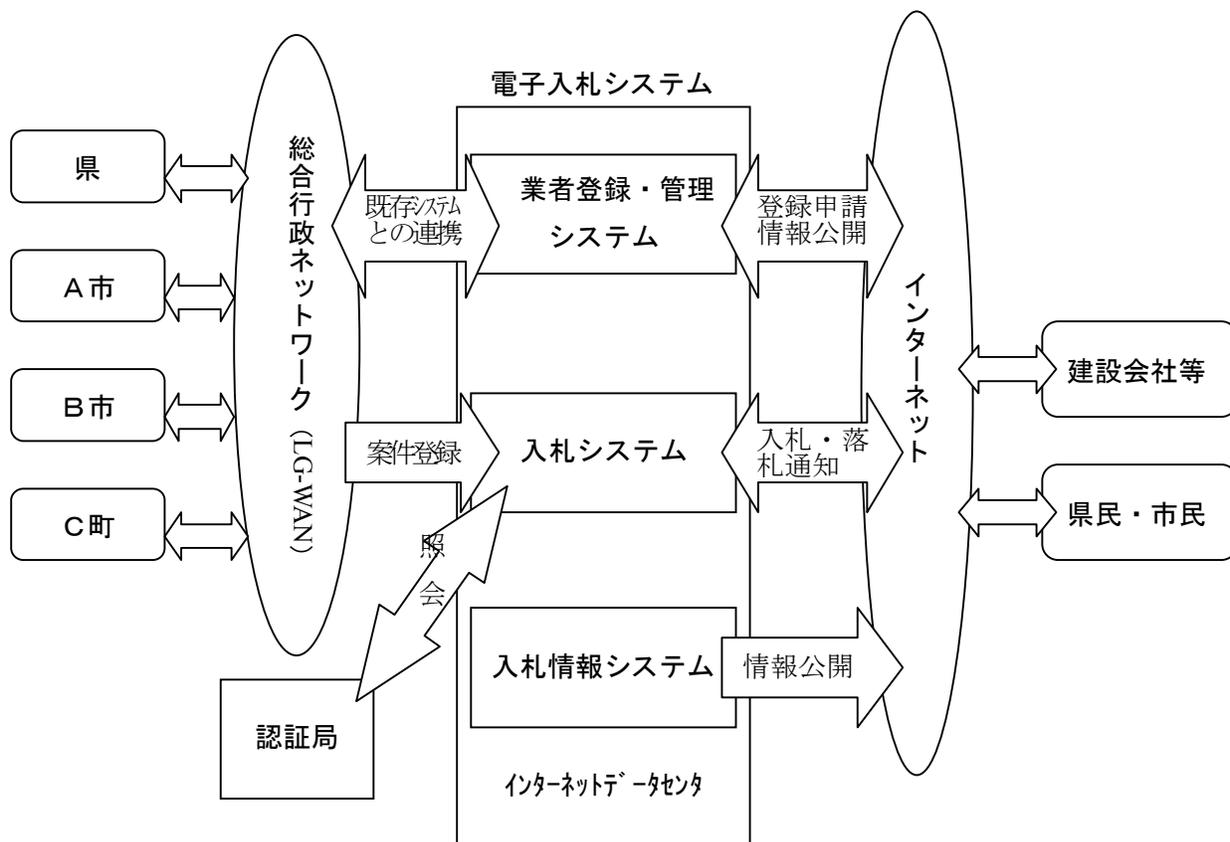
- 業者登録申請
- 業者変更申請
- 業者更新申請
- 業者登録削除
- 業者実績反映
- 業者指名停止

(3) 入札情報公開

「情報公開」の機能は、適正化法で定められた情報を公開することとする。また、共同利用型である本システムの住民への情報公開の方法は、各地方公共団体のホームページから、本システムに参加する団体に対しての共通ページに遷移し、そのページから各地方公共団体の入札情報のページへ遷移する仕組みとする。

4. 2 共同システムの概要

(1) システム概要図



(2) 既存システムとの連携のとり方

① 連携方法

本システムは、各地方公共団体で独自に利用しているシステムの中で、業者管理システムと入札システムとのデータの連携を行う必要があるシステムに対し、CSV形式のファイル出力をサポートする。また、本システム以外の既存の業者管理システムによる場合は、本システムの業者IDを管理することで、業者管理システムにおいて出力された業者IDの一覧情報を本システムの画面上でまとめて出力することを可能とする。

② 出力内容・方法

汎用CSV出力機能においてCSV形式のファイルとして出力可能とする。また、出力したファイルの文字コードはシフトJISとする。

(3) システムの業務要件

本システムの「入札」「業者登録・管理」「情報公開」の各機能におきの業務要件について以下にまとめる。

① 入札

「入札」機能として管理する情報は、次表のとおりである。本システムは、複数の地方公共団体のより共同で利用するシステムであるため、下表に示す情報は、一元的にシステムに登録されている。なお、各情報の管理は、地方公共団体ごとに個別に行えるようにする。また、入開札を電子的に行わない場合や、対応可能以外の入札方式を利用した場合には、案件情報・落札結果の登録を行うことができ、電子的に入札案件の情報を管理することができることとする。

入札機能で管理する情報

管 理 情 報	概 要
入札案件の基本情報	案件名、参加申請書受付期間、入札書提出期間、開札日時等の基本情報
入札案件の情報	登録された入札案件の参加条件、入札条件、指名業者等の入札条件
落札結果の情報	参加業者、入札金額、落札業者、落札金額、落札日等の落札結果

本システムで入札を行なえる業務は以下の3つの業務とする。

- 建設工事
- 設計・調査・測量
- 土木施設維持管理

本システムで行える入札業務の手続きと、要件について次表にまとめる。

入札業務の手続きと要件

入札業務の手続き	業 務 要 件
公告、指名の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○案件名、参加申請書受付期間、入札書提出期間、開札日時等の入札における入札案件の基本情報が入力可能である。 ○登録時の案件の管理番号は連番で一意に登録する。 ○入札案件にどの地方公共団体の案件であるかを管理できる項目を用意し、登録が可能である。 ○JV案件の登録が可能である。 ○情報公開用の入札公告作成を行うことが可能である。 ○指名通知を作成し、送付することが可能である。 ○住民への情報公開以上の情報を他の地方公共団体が閲覧することができない。

入札までの事前手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○入札参加申請書の作成、提出、受理を行うことが可能である。 ○入札参加申請書の審査を行い、入札参加結果通知書の発行、受理を行うことが可能である。 ○予定価格、最低制限価格、調査制限価格は、案件の公告時と開札の直前に入力することが可能である。
入札、開札、見積り合わせの手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○入札書及び見積書の作成、提出、受理を行うことが可能である。 ○設定した開札日に自動で開札を行うことが可能である。 ○最低制限価格以上予定価格以下で、かつ最低の入札額で入札した業者を落札対象者とする。 ○落札対象者が存在しない場合は、3回まで再入札を行うことが可能である。 ○再入札後の見積り合わせは、3回まで管理することが可能である。 ○同金額の入札が発生した場合は、運用でくじを行い、くじの結果により、落札者を決定することが可能である。 ○電子的に入札を行った場合、入札書の改ざんの証明を行なうために、入札金額のハッシュ値により改ざんの検証を行う。
結果処理の手続き	<ul style="list-style-type: none"> ○参加業者、落札業者、落札金額等の落札結果の登録が可能である。 ○入札者に対し、落札者決定通知書を送付することが可能である。 ○情報公開用の落札結果の作成を行うことが可能である。 ○案件不調になった場合は、その案件を終了し、案件不調として、登録することが可能である。 ○案件不調として、新規案件として処理する場合に、新規案件が案件不調であったことを管理することが可能である。 ○入札案件の検索が容易に行なうことが可能である。 ○住民への情報公開以上の情報を他の地方公共団体が閲覧することがない。

上表にまとめた各業務において、電子化対応とした帳票に関しては、すべてシステム内で管理することができ、帳票として印刷することが可能とする。

② 業者登録・管理

本システムの業者管理機能として管理できる情報は、次表のとおりである。事業者の基本情報を一元化して管理することとし、県及び各市町村固有に保持する必要がある情報に関しては、地方公共団体ごとに個別に管理する。

業者管理機能で管理する情報

管 理 情 報	概 要
事業者の基本情報	事業者の事業者名、所在地、電話番号等の外に、経営事項審査結果や技術者等に関する基本情報
事業者の実績情報	地方公共団体ごとに管理する案件ごとの落札金額、指名回数、辞退回数、参加回数、落札回数等の各事業者の実績情報
事業者の格付け情報	地方公共団体ごとに管理する事業者の格付け結果の情報
事業者の指名停止情報	地方公共団体ごとに管理する事業者の指名停止の情報

また、本システムで行える業者管理の業務とその業務要件について、次表にまとめる。

業者管理業務の要件

業者管理業務	業 務 要 件
業者登録申請	<ul style="list-style-type: none"> ○登録の申請受付は、従来どおり受付を行い、地方公共団体により、申請された内容を登録することを可能とする。 ○業者情報の登録時の管理番号は連番で一意に登録することとする。 ○地域区分の情報は登録及び管理をしないこととする。 ○経営事項審査以外の独自評点を管理できる。
業者変更申請	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者がシステムで直接、基本情報の変更申請を行うことができる。
業者更新申請	<ul style="list-style-type: none"> ○更新申請時に事業者がシステムで直接、更新情報を投入することができる。
業者登録削除	<ul style="list-style-type: none"> ○登録業者の削除を地方公共団体の利用者で行うことができる。削除後、事業者情報は、参加許可を行っている地方公共団体に対して通知が行われる。ただし、事業者に対しての削除通知は行わない。
業者実績反映	<ul style="list-style-type: none"> ○入札結果により事業者情報に対し、実績を自動的に反映する。 ○事業者の指名条件を容易に検索することが可能とする。
業者指名停止	<ul style="list-style-type: none"> ○指名停止情報を事業者情報として管理するために、事業者情報に対し、指名停止情報を付加することを可能とする。

業者情報の一元管理における業務的な要件について、次表にまとめる。

- 紙による業者情報の登録・変更・更新の申請受付も可能とする。
- 登録依頼を受けているすべての団体が、システム上での承認を行うことが可能である。
- 登録時に管理責任となった団体のみだけが、業者情報の変更の承認を行うことが可能である。
- 実績及び指名停止情報は、各団体で個別に管理する。
- 本システムに参加する団体に対しての共通ページにおいて、業者情報・変更・更新のための書式を取得することができ、変更・更新に関してはシステム上で一元的な申請も行うことが可能である。

③ 情報公開

「情報公開」の機能は、適正化法で定められた情報を公開することとする。また、共同利用型である本システムの住民への情報公開の方法は、各地方公共団体のホームページから、本システムに参加する団体に対しての共通ページに遷移し、そのページから各地方公共団体の入札情報のページへ遷移する仕組みとする。

また、情報提供のための共通の一元的ポータルサイトの提供も行う。

(4) 業者登録共同化の方法

業者は参加資格審査の申請を、本システムの代表窓口自治体に対して行い、複数の自治体に登録申請する場合は、同申請において希望する自治体を加えるものとする。
なお、新規申請については書面にて提出を行う。

5. 電子認証

電子証明書は、単一の認証局ではなく複数の認証局で対応できるものとし、概要は次のとおりとする。

- 応札者の電子証明書は、電子署名法に基づき特定認証業務
- 発注者側の電子証明書は、職責認証

6. 共同システムの費用負担

費用負担に関する合意事項

- 開発及び運営経費は県が業者と契約し、参加市町村は県と負担協定を締結して費用を負担する。

- 開発費、運営費とも、県が総費用の1/2を負担し、残りの1/2を各市町村が負担する。
- 市町村負担分の按分については、参加市町村の財政規模を考慮して、人口割を2/3、均等割を1/3適用する。
- 開発費については、16年度参加自治体で一旦負担し、17年度以降は毎年、参加自治体全体で開発費を再計算し、超過負担分は当該年度の運営費負担金と相殺するものとする。
- 開発費負担額計算の基となる人口及び市町村数については、合併による急激な数の変動の影響を受けないように、運用を開始する平成16年4月1日時点のものを採用する。また、運用費負担額計算の基となる人口及び市町村数については、毎年度の4月1日時点のものを採用する。

7. 使用するハードウェア及び基本ソフトウェア等

○ハードウェア（斜体字は奨励）

機種	PC/AT互換機（必須）
CPU	<i>Pentium III 800Mhz 以上</i>
メモリ	<i>256MByte 以上 (Windows XP は 512MByte 以上)</i>
ハードディスク	<i>500MByte 以上の空き</i>
ネットワーク環境	<i>128kbps 以上(ADSL や 光ファイバー回線)</i> HTTP、HTTPS、SMTP の各プロトコルがファイヤーウォールを通過できること
CDドライブ	CD-ROMの読み込みができること（必須）
FDドライブ	1.44MBの読み書きができること（必須）
ディスプレイ	XGA(1024×768ビット)以上（必須）

○ソフトウェア

OS	Windows 98SE/2000/Me/XP
インターネットブラウザ	Internet Explorer 5x.6x 又は Netscape Navigator 6x.7x（無償）
文書編集ソフト	Microsoft 社 Word 2000・Excel2000 以上
ウィルス対策ソフト	ウィルス検出・駆除機能があり、随時更新されるもの
Java VM	Java 2 Runtime Environment Standard Edition 1.4（無償）
その他ソフト	Adobe 社 アクロバットリーダー（無償）

◆インターネット接続サービス

各種プロバイダ等

（インターネット回線はできる限り、ADSL以上の回線を整備してください。）

8. 電子入札の実施スケジュール

電子入札については、当面、別表の「蕨市電子入札実施計画」に従い実施するものとする。ただし、工事などの件数、金額、入札参加業者の状況などから電子入札にすることが妥当と判断される案件については、これによらないことがある。

また、応札者の電子入札への準備状況を判断しながら、当該実施計画を見直していくものとする。

蕨市電子入札実施計画

項目	年度	平成16年度					平成17年度									平成18年度														
	月	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
埼玉県電子入札共同システム		稼動／再構築					調整						稼動																	
入札参加資格者登録(電子登録)							既存データ整理				追加登録(詳細未定)					更新登録(詳細未定)														
事前準備	電子入札説明会の開催						HP掲載・説明																							
	電子入札参加手続き／機器の整備						接続																							
電子入札の実施	建設工事(2,000万円以上)						模擬入札				一部導入					全面導入														
	建設工事(2,000万円未満)										模擬入札					一部導入				全面導入										
	設計・調査・測量の業務委託						模擬入札				一部導入					全面導入														
	土木施設維持管理の業務委託										模擬入札					一部導入				全面導入										
上記以外の物品・その他の入札		従来どおり「紙」による登録・申請及び入札を行います。																												

注1) 平成18年度以降の運用については、平成17年度の運用状況や応札者の対応状況を判断のうえ再検討を行う場合もあります。

注2) 電子入札導入後において、紙による入札も認めるものとする。